令和３年９月３日

令和４年度予算編成留意事項

企画総務部長　岡田　和彦

予算編成方針に基づき、以下の点に留意し編成すること。

１．歳出構造の改革

（１）「まちづくり総合プラン」の推進

・第6次総合計画に掲げる都市像の実現に向けて、基本的には各施策を推進すること。

・豪雨災害及び新型コロナウイルス感染症の影響により、既存事業の見直し及び今後の事業展開を図る必要があるものについては、ローリング（見直し）にて検討すること。

・部局を越えた横断的な視点で類似・重複事業の整理や統合を行い、「選択」と「集中」の考え方の下、効率的な事業構築を図ること

（２）経常経費の抑制

・予算要求の事務作業の負担を極力減らす観点から、昨年度に引き続き枠配分については前年度同額とする。しかしながら、コロナ・災害によって発生する経費等が増加していることから、予算編成過程の中で、予算要求内容について精査を行う。

・職員数が引き続き減少することに加え、世代交代が急速に進むことも踏まえて、RPA及び民間活力の導入など業務量や経費の縮減につながる取組みに要する経費については、費用対効果を検証したうえ、別枠で予算要求できるものとする。

（３）サマーレビューを踏まえた事業の検討

・サマーレビューにおいて、実施する方向性が示された事業については、諸課題を整理したうえで、別枠で予算要求できるものとする。

（４）公共施設の適正な維持管理及び総量抑制

・公共施設維持管理計画（令和元年度改定）の目標である施設総量（延床面積）の2割縮減に向け、廃止・売却・統廃合とされた施設については検討を着実に進めること。

（５）総人件費の抑制

・簡素で効率的な行政運営の継続のため、事業のスクラップ＆ビルドを基本としながら、配置人員についても純増とならないよう取り組むとともに、「職員配置適正化方針2020」に掲げる事務事業の見直し（会計年度任用職員の活用、ICTの活用、民間活力

の導入、組織機構見直し等）を推進すること。

（６） 増加する社会保障費への対応

・ 適正給付の推進、保健センターを拠点とした健康づくり事業の推進、後発医薬品使用の促進、健診受診率の向上などにより、社会保障費の適正化に努めること。

２． 公債費の抑制

・ 新規の市債発行額（過疎対策事業債の70％、臨時財政対策債及び災害復旧事業債を除く）を、当該年度の市債の元金償還額以内とする。

・ 過疎対策事業債については、令和8年度で経過措置期間が終了することから、計画的に事業を実施すること。

３． 基金残高の確保及び活用

・ 全ての基金について、基金の内容に応じた更なる有効活用を行うこと。

４． 特別会計の健全化

・ 介護保険会計や水道事業会計などの特別会計は、保険料や使用料で運営していくことが基本であり独立採算を徹底すること。

５． 財源の確保

（１） 自主財源の確保

・ 市税をはじめとした自主財源を確保するため、地域産業の振興策と企業誘致を積極的に展開し雇用の場を確保するとともに、魅力あるまちづくりに向けた投資を行い、移住定住など将来的に地域活性化につながる取組みについても検討すること。

（２） その他の財源の確保

・ 各種事業について、国・県の補助金等の最大限の活用を検討すること。

・ ふるさと納税の推進については、庁内の横断的な連携を強化し、これまで以上の寄付獲得に努めるとともに、寄付金を財源として様々な施策の充実を図ること。

・ 使用料・手数料については、受益と負担の関係を明確化し、適正な受益者負担を求めることが必要である。限られた財源を無駄なく効率的に活用し、より良い公共サービスを提供するためにも、「使用料・手数料見直しガイドライン」に基づき、必要なものについては見直すこと。

６． 国等施策への対応

・ 国、県の施策動向、諸制度の改廃状況等を的確に把握し、制度改正等が明らかになったものについては、可能な限り当初予算に反映させること。

・ 国の補正予算など有利な財源を活用する際には短期間での事業組み立てが必要になるため、即座に対応できるように日頃から情報を収集し、検討を行っておくこと。